

報告第3号

令和5年度兵庫県多可郡多可町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

令和5年度 兵庫県多可郡多可町一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業用施設整備事業	49,205,300	0	49,205,300	0	49,205,300	0	0	0	0	49,205,300	令和4年度から繰り越した事業において、地元調整、関係機関協議等に不測の日数を要し、履行期間内の業務完了が困難となったため

令和6年6月4日提出

兵庫県多可郡多可町長 吉田 一 四